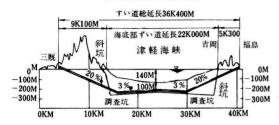
構想をもっていたが、終戦とともに連絡船の機能が極度に低下 したので、その必要性が大きく認識され、昭和21~24年まで 関係地域全般にわたって概略の調査が行なわれた。

図-2 津軽海峽連絡鉄道縦断面図



その後昭和28年第16国会で「青森県三厩附近より渡島国福島に至る鉄道」が鉄道敷設法別表に予定線として追加されるに至り、本格的調査が開始された。しかし、このような大規模な海底ずい道建設は、世界に類例がなく、慎重にして精ちな計画、調査を必要とするので、昭和30・2・18 [日本国有鉄道津軽海峡連絡ずい道技術調査委員会]が設置され、基本事項の研究審議を進めるとともに、特別委員に国内の最高権威者を委嘱して調査研究を実施してきた(現在では津軽海峡連絡ずい道技術調査委員会を発展的解消し、あらためて海峡連絡鉄道技術調査委員会となった。)が、地表からの調査は一応結論に達したので、昭和38年度より試掘調査坑を掘り、地下の状態を調べるため、まず北海道側の福島町吉岡で試掘坑掘さくの着工式が挙行された。昭和39・2、同地点に深さ370m、直径5m、水平の長さ1,080mの斜坑の掘進が開始され、地下調査の第一歩が踏み出された。(図-1・2)

## 2 本州・四国連絡鉄道

古くから本州・四国連絡鉄道の構想はあったが、調査はあまり活発ではなかった。昭和28・8 第 16 特別国会において L 兵庫県須磨附近より淡路国岩屋附近に至る鉄道および福良より徳島県鳴門附近に至る鉄道 Tが鉄道敷設法別表第 86 項の2 に予定線として追加された。これにより昭和30 年度から陸上部をはじめ海底部の調査を行なう一方、長大橋りょう・長大海底ずい道に関する海外技術資料の収集に努めた。

図-3 本・四連絡鉄道平面図



図-4 本・四連絡鉄道縦断面図 (字野・髙松間)

しかしながら、この海峡連絡鉄道も、津軽海峡連絡鉄道と同じく高度の技術と慎重な計画、調査を必要とするので、海峡連絡鉄道技術調査委員会において津軽海峡とあわせて調査審議されることになった。一方、建設省においても海峡連絡道路の調査が進められているので、今後は建設省と連絡を密にして調査することになった。ここにおいて昭和36・6第38国会において上岡山県宇野附近より香川県高松に至る鉄道」が鉄道敷設法別表に追加され、この区間についても前区と同様調査が行なわれることになった(図-3)。

以上が現況であるが、四国との交通体系は鉄道だけの連絡路線を考慮して道路交通を無視することはできない。鉄道と道路の連絡線を建設する場合、別個にトンネルあるいは橋で建設するより、鉄道と道路の併用橋とし、瀬戸内海の風光美をいかす観点から、長大橋りょうの建設が検討されている。海峡部は70~100mの水深があり、航路をまたいで橋を建設することは必然的に長大なスパンをもつ橋となる。いま50m程度の水深のところに橋の基礎を構築しうるとして、主径間は1,000~1,500mの大つり橋となるので、完成すれば文字どおり世界一の大橋となろう(図-4)。このつり橋ならびに橋脚地点の地質等については\*日本鉄道建設公団で鋭意研究中である。

(佐久間 貞二)

かいきん 回金 回金には、出納役相互間の回金、分任回金(出納役または分任出納役と分任出納役相互間の回金)ならびに車掌(出納員)が所属の分任出納役(車掌区長または助役が指定されている。)以外の分任出納役に乗務中に収納した運賃・料金等の収入金を引継ぎする車掌回金がある。

## [出納役相互間の回金]

出納役は,本社および支社(新潟・中国および四国の3支社 に限る。) 鉄道管理局等に設置されている。出納役の所管する 支払資金は、原則として日本銀行支店または代理店に預託金と して保管されているので,特定の出納役が支払資金に不足を生 じ、または手持資金に余裕を生じた場合には、出納役間の資金 の需給を調整するため、会計長が支社長の指示を受けて、所属 の出納役に回金命令を発する。この回金は、会計長の回金命令 により出納役がその所管する預託金を資金を必要とする他の出 納役へ国庫金振替というかたちで送金する方法である。これに よって日本銀行支店または代理店における国鉄預託金がA出納 役の取引店口座からB出納役の取引店口座へ移管されることに なる。現在、\*余裕金の運用(国債の売買)は、日本銀行本店窓 口において本社が一括して行なうことに限られているので、支 社・鉄道管理局等出納役口座に余裕資金があっても, それを直 ちに運用することはできない。したがって個々の出納役が保有 する支払資金は最小限度にとどめ、必要な支払資金は、支払の 当日または前日に本社から回金を受けるようにして、不急不用 の資金は計画的に極力本社へ回金しなければならない。回金を 効率的に行なうには、次の点に注意することが必要である。

(1) 駅区収入金の分任出納役預金は、毎週月・木曜日に主管の出納役の手もとに引き上げられ、この資金は、それぞれ翌日の火・金曜日に鉄道管理局等出納役取引の日本銀行支店・代理店預託金口座へ預託されている。このため法令等に制約のない工事請負代金・資材購入代金等一般の支払を、この預託金振込

